

障 発 0401 第 8 号
令 和 6 年 4 月 1 日

各

都道府県 指定都市 中核市

 障害保健福祉主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局
障 害 保 健 福 祉 部 長
(公 印 省 略)

障害者総合福祉推進事業実施要綱の一部改正について

標記の事業については、平成25年5月15日障発第0515第7号本職通知の別紙「障害者総合福祉推進事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）により行われているところであるが、今般、実施要綱の一部を改正し、令和6年4月1日から適用することとしたので通知します。

障害者総合福祉推進事業実施要綱

(平成25年5月15日制定／令和6年4月1日改正)

1 事業目的

障害者総合福祉推進事業は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(平成17年法律第123号)を踏まえ、障害者施策全般にわたり引き続き解決すべき課題や新たに生じた課題について、現地調査等による実態の把握や試行的取組等を通じた提言を得ることを目的とする。

2 補助対象事業

(1) 本事業の補助対象事業は、別に定める指定課題及び事業概要に該当する事業であって、次の各号に該当する研究事業とする。

- ① 競争的環境の下で公募し、応募のあった事業であって、評価委員会における評価の結果、採択することが適当と認めたもののうち、障害保健福祉部長が予算の範囲内で補助金の交付が必要と決定したものであること。
- ② 事業により得られる成果が今後の施策等に反映できるものであること。
- ③ 原則として単年度で終了する事業であること。ただし、真に止むを得ない明確な理由があり、かつ、2か年以内に終了することが明らかである場合にはこの限りではない。

(2) 次に該当する事業は、対象としない。

- ① 事業の主たる目的である業務の大部分を外部委託するものや、第三者への資金交付を目的とした事業
- ② 前年度に実施した本事業の実施成果が著しく不良であった事業の実施主体が申請する翌年度の事業
- ③ 事業の大部分が設備又は備品購入等である事業
- ④ 営利を目的とした事業

3 補助対象事業の実施主体

- (1) 都道府県及び市町村(特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。)
- (2) 社会福祉法人、特定非営利活動法人、社団法人、財団法人その他の法人

4 評価検討会

指定課題の内容の検討、応募のあった事業に対する補助の採否についての評価及び採択した各事業の実施状況についての総合的な評価は、外部有識者等による障害者総合福祉推進事業評価検討会において行う。

5 応募方法

補助を希望する者は、別に定めるところにより、書面により応募するものとする。

6 補助金交付の対象経費

補助の対象となる経費の範囲等については、別に定めるものとする。